

### 4-3 安全と健康のため、快適な職場環境を実現する。

#### 《基本的な心構え・姿勢》

従業員の安全と健康の確保は企業経営において優先されるべき事項の一つである。経営トップの率先垂範の下に「安全第一主義」を徹底し、「安全文化」の醸成を図るとともに、労働安全衛生対策が企業内で自律的に推進される体制づくりに努める。また、従業員の要望を参考にしながら、快適な職場づくりに努める。

#### 《具体的アクションプランの例》

- (1) 安全衛生管理組織の活動を活発化する。  
管理者、安全衛生担当者、産業医等で構成する安全衛生委員会の開催。
- (2) 年間安全衛生活動計画を策定する。  
経営トップの安全衛生管理の基本方針、年間・月別の重点実施事項、災害減少目標や職場改善目標等を盛り込む。
- (3) 安全衛生教育を実施する。
- (4) 日常の安全衛生活動を実践する。  
5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）、KYT（危険予知訓練）活動等により、従業員の安全衛生に関する認識を高める。
- (5) 労働安全衛生マネジメントシステムへの自主的取り組みを行う。  
PDCAサイクルにより、職場における安全衛生水準の向上を図る。
- (6) 労働衛生対策を実施する。  
労働衛生の3管理（作業環境管理、作業管理、健康管理）の実施。
- (7) 心とからだの健康づくりを推進する。
  - ①心とからだの両面にわたるトータルヘルスプロモーション・プラン（THP）の実施。
  - ②職場における健康増進活動・各種行事の実施。
  - ③従業員に対する運動指導、保健指導、栄養指導を行う。
  - ④職場におけるメンタルヘルス対策の充実。「心の健康づくり計画」策定。
  - ⑤従業員、管理者等へのメンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備。
  - ⑥従業員本人の健康情報に関するプライバシーの保護に留意する。
- (8) 自主的に快適な職場づくりに取り組む。

#### 《関連資料》

「安全対策の徹底について」（2003年9月22日） 日本経団連